

**【議案第110号】**

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

- 資料1 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について
  
- 資料2 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を  
改正する条例新旧対照表
  
- 資料3 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部改  
正について

環 境 局

# 議案第 1 1 0 号 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

事業者が一時的に多量に排出される家庭系廃棄物を指定処理施設に搬入する場合の手続等について定めるため改正するもの

## 1 改正の主な内容

- (1) 事業者は、一時的に多量に排出される家庭系廃棄物（以下「一時多量ごみ」という。）を指定処理施設に搬入しようとするときは、市長に申請し、その承認を受けなければならないこととするもの
- (2) 事業者が一時多量ごみを指定処理施設へ搬入する場合は、市長の定める受入基準に従わなければならないこととするもの
- (3) 市長は、事業者が受入基準に従わない場合には、一時多量ごみの受入れを拒否することができることとするもの

## 2 施行期日

令和 2 年 7 月 1 日から施行

## 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 平成4年12月24日条例第51号 (施設搬入)</p> <p>第26条 事業者は、事業系一般廃棄物又は一時的に多量に排出される家庭系廃棄物（以下「一時多量ごみ」という。）を市長の指定する廃棄物処理施設（以下「指定処理施設」という。）に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けた事業者が、事業系一般廃棄物又は一時多量ごみを指定処理施設へ搬入する場合は、市長の定める受入基準に従わなければならない。</p> <p>(受入拒否)</p> <p>第27条 市長は、前条第1項の承認を受けた事業者が同条第2項の受入基準に従わない場合には、その事業系一般廃棄物又は一時多量ごみの受入れを拒否することができる。</p> <p>(一般廃棄物処理手数料等の徴収)</p> <p>第42条 市長は、市が一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分又は浄化槽等の清掃を行う場合は、別表第1に定める手数料を徴収する。</p> <p>2 別表第1に定める手数料の算出基礎となる数量は、市長が認定するところによる。</p> <p>3 別表第1に定める手数料（粗大ごみ（一時多量ごみとして指定処理施設に搬入するものを除く。次項及び同表において同じ。）の処理に関するものを除く。）は、月ごとに又はその都度徴収する。</p> <p>4 別表第1に定める手数料のうち、粗大ごみの処理に関するものは、前納とする。</p> <p>5 前項の規定により前納された手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。</p>	<p>○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 平成4年12月24日条例第51号 (施設搬入)</p> <p>第26条 事業者は、事業系一般廃棄物を市長の指定する廃棄物処理施設（以下「指定処理施設」という。）に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けた事業者が、事業系一般廃棄物を指定処理施設へ搬入する場合は、市長の定める受入基準に従わなければならない。</p> <p>(受入拒否)</p> <p>第27条 市長は、前条第1項の承認を受けた事業者が同条第2項の受入基準に従わない場合には、その事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。</p> <p>(一般廃棄物処理手数料等の徴収)</p> <p>第42条 市長は、市が一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分又は浄化槽等の清掃を行う場合は、別表第1に定める手数料を徴収する。</p> <p>2 別表第1に定める手数料の算出基礎となる数量は、市長が認定するところによる。</p> <p>3 別表第1に定める手数料（粗大ごみの処理に関するものを除く。）は、月ごとに又はその都度徴収する。</p> <p>4 別表第1に定める手数料のうち、粗大ごみの処理に関するものは、前納とする。</p> <p>5 前項の規定により前納された手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。</p>

- 遺品整理や引越等に伴い一時的に多量に排出される家庭系廃棄物（一時多量ごみ）への対応については、今年（令和2）の3月13日にパブリックコメントを実施し、6月21日に結果を公表しました。
- 今回は、許可業者が一時多量ごみを市の廃棄物処理施設（指定処理施設）に搬入する場合の手続等について定めるための条例改正を行います。

## 1 現状等

### (1) 現在の本市の対応

通常の収集日での排出を基本に、一定の条件のもと、柔軟な対応を図っています。

- ア 原則、通常の収集日での排出（普通ごみ週2回、資源物週1回、粗大・小物金属月2回）
- イ 引越等の特別な事情がある場合は、事前に相談の上、粗大ごみの生活環境事業所への持ち込みが可能
- ウ 粗大ごみの屋内からの持ち出しなどについては、高齢者等を対象とした「ふれあい収集」を実施

### (2) 一時多量ごみ特有の廃棄ニーズ

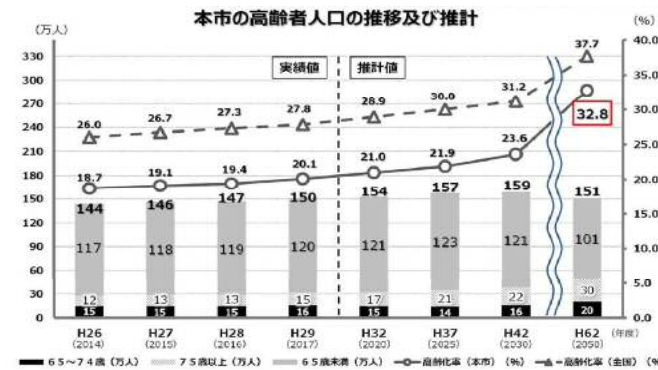
一時多量ごみには、予期せずに廃棄が必要となる場合などもあることから、特有の廃棄ニーズがあります。

- ア ひとり暮らし高齢者が逝去した場合など、住居の賃貸借契約の関係等による短期間での廃棄希望
- イ 遺品整理等で遠方の親族が片付ける場合など、休みの日（土曜日 etc）等特定の日にちでの廃棄希望
- ウ 遺品整理や引越等で、屋外への持ち出しなども含めた廃棄希望

### (3) 超高齢社会への対応

本市では、2017（平成29）年度における高齢化率は20.1%と全国（27.8%）より低いものの、2020（令和2）年度には「超高齢社会」を迎え、さらに30年後には、市民の3人に1人が65歳以上の高齢者となることを見込まれています。

高齢者人口とともに、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、高齢化社会の進展により、**遺品整理や施設入所等に伴う一時多量ごみへの対応がますます必要**になります。



【出典：川崎市総合計画 第2期実施計画】

### (4) 適正処理の推進に向けた対応

遺品整理を行った場合などに、不用品回収業者等が利用されるとその後の処理の流れが不透明になってしまうことがあるため、**市内で排出された家庭ごみが適正に処理されるよう、適切かつ利便性のよい排出ルートを構築していくことが必要**になります。

## 2 対応方策

- 課題**
- 現在の本市の対応のみでは一時多量ごみ特有の廃棄ニーズに対応できない場合があります。
  - 民間事業者が一時多量ごみの収集運搬を行うためには、本市の一般廃棄物収集運搬業許可が必要となりますが、現在の本市の許可制度では、一時多量ごみは許可の対象ではありません。

- 一時多量ごみを本市の一般廃棄物収集運搬業許可制度の対象に拡充します。  
⇒ 廃棄物処理法に基づく規程等を改正し、許可対象を拡充
- 一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集運搬する一時多量ごみは、市の廃棄物処理施設で受け入れます。  
⇒ 条例を改正し、市の廃棄物処理施設への搬入対象物を拡充

### 対応のイメージ

#### 現在の対応

- ① 通常のごみ収集日で排出
- ② 粗大ごみの生活環境事業所への持ち込み
- ③ ふれあい収集制度の利用

許可の拡充後

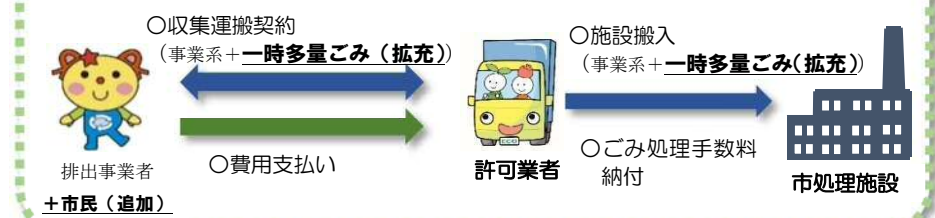
現在の対応に加え、  
**④ 許可業者による対応を追加**  
(屋外への持ち出し等のニーズに対応)

## 3 制度概要

現在、一般廃棄物収集運搬許可業者は、排出事業者と契約を締結し、事業系一般廃棄物を収集運搬し、市の廃棄物処理施設に搬入しています。今後は、**一時多量ごみを収集対象に拡充し、許可業者は市民と契約を締結し一時多量ごみを市の廃棄物処理施設への搬入することができます。**

許可の対象	依頼者	作業内容
(現在) 事業系ごみ	排出事業者	収集運搬 (許可の範囲)、 処分 (市処理施設)
(今後) 事業系ごみ+一時多量ごみ	排出事業者+市民	(屋外への持ち出し・整理)、 収集運搬 (許可の範囲)、 処分 (市処理施設)

### 収集運搬のイメージ



## 4 条例の改正内容

### ● 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の改正の範囲

#### (1) 施設搬入に関する規定

(現行)

- ア 条例第26条第1項では、事業系一般廃棄物を市の廃棄物処理施設へ搬入する場合は、市長に申請し、承認を受けることを規定
- イ 条例第26条第2項では、事業系一般廃棄物を市の廃棄物処理施設へ搬入する場合は、市長の定める受入基準に従うことを規定
- ウ 条例第27条では、事業系一般廃棄物を市の廃棄物処理施設へ搬入する場合に、市の受入基準に従わない場合には、受入拒否できることを規定

(改正) 各条の「事業系一般廃棄物」のあとに「又は一時的に多量に排出される家庭系ごみ(一時多量ごみ)」を追加

条例改正により、市の廃棄物処理施設への受入れの対象物に、一時多量ごみを追加

#### (2) 一般廃棄物処理手数料に関する規定

- ア 一般廃棄物処理手数料の徴収は、条例第42条及び別表第1に規定
- イ 一時多量ごみの処理手数料は事業系一般廃棄物と同額の15円/kgと設定

ウ 手数料額の新たな設定が無い場合、別表第1の改正はありませんが、条例第42条第3項に規定されている「粗大ごみ」のあとに、「一時多量ごみとして指定処理施設に搬入されるものを除く」を追記

別表第1 (第42条関係) 【改正なし】

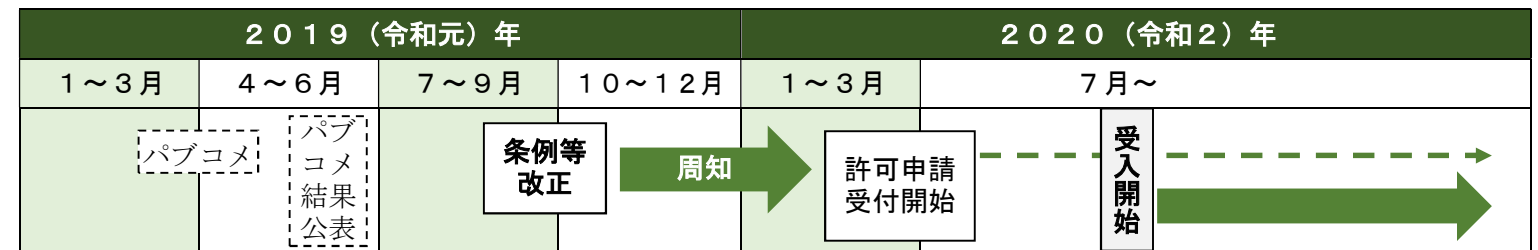
種別	取扱区分	手数料	対象ごみ
ごみ(燃え殻を含む。)	指定処理施設に搬入するとき。	1キログラムまでごとに15円	・一時多量ごみ ・事業系一般廃棄物
粗大ごみの処理		規則で定める区分に応じ、200円、500円又は1,000円	・粗大ごみ ※一時多量ごみを除く
(略)	(略)	(略)	(略)

## 5 今後のスケジュール

条例等を改正、整備した上で、収集運搬業許可の申請を受付し、一時多量ごみの受入を開始します。

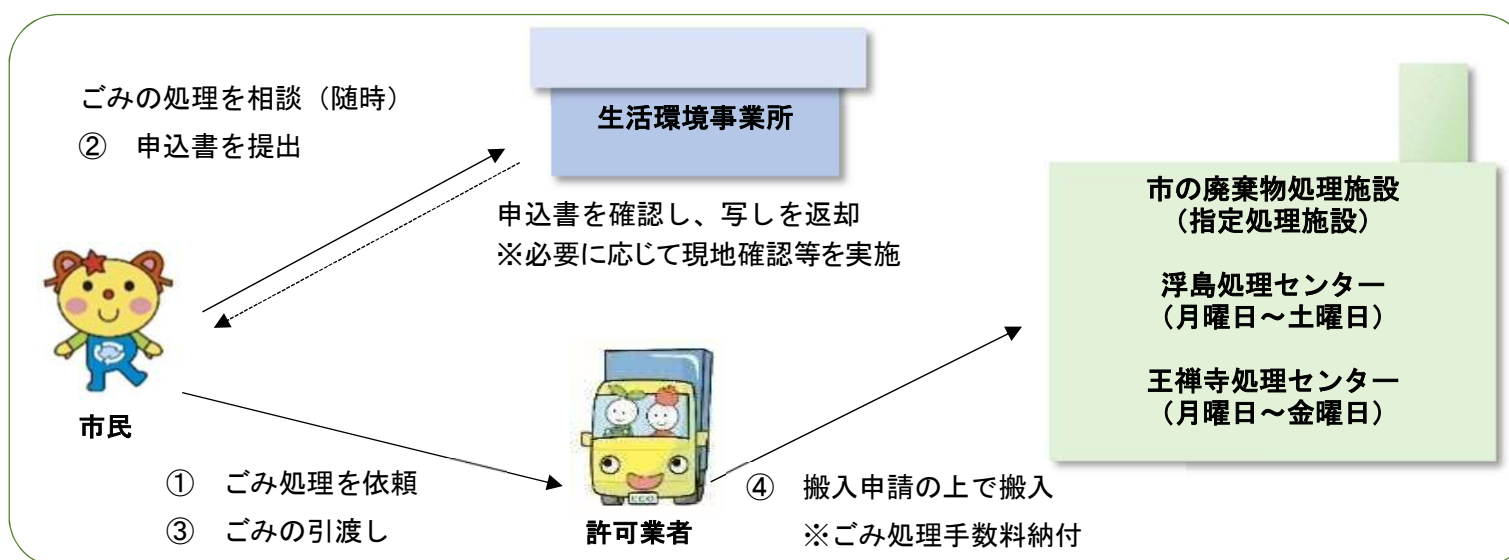
#### 【今後の主なスケジュール(予定)】

- 2019(令和元)年10月頃 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例等の改正
- 2020(令和2)年2月頃 一般廃棄物収集運搬業許可の申請受付を開始
- 2020(令和2)年7月 施設搬入の受入を開始



## 参 考

### ■ 許可業者を利用した一時多量ごみの出し方イメージ



### ■ 一時多量ごみの作業内容及び作業実施者

